

第 6 回 定 期 総 会 議 事 録	
1、日 時	平成 29 年 12 月 27 日 (水)
2、場 所	中津市役所 3 階 大会議室
3、出席委員	1 番橋本(省)委員、2 番高倉委員、3 番坪根委員、4 番義経委員、5 番植山委員、6 番田畑委員、7 番中原委員、8 番石川委員、9 番田上委員、10 番小野委員、11 番田上委員、12 番百留委員、13 番玉麻委員、14 番長尾委員、15 番村上委員、最適化推進員 7 名
4、欠席委員	なし
5、事務局	福永局長、片桐次長、梶原次長、高倉、成重、川上、高榎、梶原久
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前 9 時 25 分 開会を宣する。
8、署名委員	1 番橋本(省)委員、14 番長尾委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は 15 名中 15 名の出席であります。 議長よろしくお願ひ致します。
中原穰治会長	おはようございます。 (会長あいさつ)
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、1 番橋本(省)委員、14 番長尾委員にお願いします。
議案審議 議第 1 号	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について
議 長	1 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局(川上)	それでは議題に入らせていただきます。 1 番 議案朗読
議 長	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定の 1 番について門脇委員に調査報告をお願いします。

11 番 (門脇)	報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約であり、その後の活用は利用権ですので問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	1 番について門脇委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番は許可と致します。続きまして 2 番、3 番について事務局お願いします。
事務局(高榎)	2 番、3 番議案朗読
議 長	2 番、3 番について百留委員に調査報告をお願いします。
12 番 (百留)	2 番、3 番共に貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約であり問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	2 番、3 番について、百留委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
議案審議	
議第 2 号	議第 2 号 空き家バンク付随農地について
議 長	議第 2 号 空き家バンク付随農地について事務局お願いします。
事務局(川上)	1 番議案朗読
議 長	事務局より議案説明がありましたが、第 2 号 1 番に関する質疑等はありませんか。
	(異議なし)
	ご異議ありませんので、議第 2 号 1 番は許可と致します。

<p>議案審議 議第 3 号 議 長</p>	<p>議第 3 号 農用地利用集積計画（案）について 農用地利用集積計画（案）についてですが、私が議事参与により退席 しますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>12 番(百留) 農政振興(藤中)</p>	<p>中原会長が議事参与という事で、会長に代わって議長を務めさせてい ただきます。では農用地利用集積計画（案）について農政振興課担当者、 お願ひします。</p> <p>平成 29 年（12 月分）農用地利用集積計画（案）について説明。</p>
<p>12 番(百留) 全委員</p>	<p>只今説明のありました平成 29 年（12 月分）農用地利用集積計画（案） について農政振興課の方から説明がありました。皆様、ご意見ございま せんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>12 番(百留)</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 3 号平成 29 年（12 月分）農用地利用集 積計画（案）について承認と致します。中原会長の入室をお願ひいたし ます。</p>
<p>議案審議 議第 4 号 議 長</p>	<p>議第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務 局は報告をお願ひします。</p>
<p>事務局(高倉)</p>	<p>1 番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 3 号 1 番についての調査報告を高倉委員にお願ひします。</p>

2番(高倉)	(1番の現地について説明) 譲受人は住民票では上毛町となっておりますが、実質は申請地の隣となっております。また農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第4号1番については、高倉委員の調査報告のとおりですが、質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第4号1番は許可と致します。続きまして2番を事務局。
事務局(高倉)	2番を朗読
議 長	議第4号2番についての調査報告を義経委員にお願いします。
4番(義経)	(2番の現地について説明) それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第4号2番については、義経委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第4号2番は許可と致します。続きまして3番、4番を事務局。
事務局(高倉)	3番、4番を朗読
議 長	議第4号3番、4番についての調査報告を植山委員にお願いします。

5番(植山)	(3番の現地について説明) 譲渡人は福岡にいても農業ができないとの事ですので、譲受人に贈与での所有権移転です。譲受人は農地取得要件を満たしており問題ないと思われます。審議をお願いします。 (4番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており問題ないと思われます。審議をお願いします。
議長	議第4号3番、4番については、植山委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議長	ご異議ありませんので議第4号3番、4番は許可と致します。続きまして5番ですが、橋本省吾委員が議事参与ですので退席をお願いします。では5番を事務局。
事務局(高倉)	5番を朗読
議長	議第4号5番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6番(田畑)	(5番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、何ら問題はないと思われます。審議のほどお願い致します。
議長	議第4号5番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議長	ご異議ありませんので議第4号5番は許可と致します。橋本省吾委員の入室をお願いします。続きまして6番を事務局。
事務局(高倉)	6番を朗読
議長	議第4号6番についての調査報告を田畑委員にお願いします。

6 番(田畑)	(6 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、何ら問題はないと思われます。審議のほどお願い致します。
議 長	議第 4 号 6 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 6 番は許可と致します。続きまして 7 番ですが橋本省吾委員が議事参与ですので退席をお願いします。では 7 番を事務局。
事務局(高倉)	7 番を朗読
議 長	議第 3 号 7 番についての調査報告を田畑委員お願いします。
6 番(田畑)	(7 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、何ら問題はないかと思われま す。審議のほどお願い致します。
議 長	議第 3 号 16 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等 はありませんか。
高倉委員	交換とありますがどの農地と交換なのでしょう。また交換で農地が どの程度減ったのでしょうか。
事務局(高倉)	交換する土地が農地とは限りませんのでこちらには載せておりませ ん。
高倉委員	交換というのは農地と農地を互いに出すことを交換というのではない ですか。
事務局(高倉)	金銭等による所有権の移転が行われずに同じくらいの面積の土地での 交換になりますので交換と記載しました。今後は必要な情報として交換 に出す土地の面積と地目を記載していきます。

議 長	他に意義等ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 7 番は許可と致します。橋本省吾委員は入室をお願いします。続きまして 8 番を事務局。
事務局(成重)	8 番を朗読
議 長	議第 4 号 8 番についての調査報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員	(8 番の現地について説明) 譲渡人は遠方に住んでおり譲受人に譲渡したいとのことです。譲受人は農地取得要件を満たしており、何ら問題はないかと思われま。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 8 番については、尾家推進委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議等ありませんので議第 4 号 8 番は許可と致します。9 番を事務局。
事務局(川上)	9 番を朗読
議 長	議第 4 号 9 番についての調査報告を小野委員にお願いします。
10 番(小野)	(9 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、境界もはっきりしているので何ら問題はないかと思われま。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 9 番については、小野委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議等ありませんので議第 4 号 9 番は許可と致します。
議案審議 議第 5 号 議 長	議第 5 号 農地転用事業計画変更申請に関する件についてです。では事務局お願いいたします。
事務局 (片桐)	1 番を朗読
議 長	議第 5 号 1 番についての調査報告を植山委員にお願いいたします。
5 番(植山委員)	5 条に関連するものですので、議題 7 号で説明する際にまとめて報告させていただきます。
議案審議 議第 6 号 議 長	議題 6 号 農地法 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局お願いいたします。
事務局 (片桐)	1 番を朗読
議 長	議第 6 号 1 番についての調査報告を橋本勅推進委員にお願いいたします。
橋本勅推進委員	(1 番現地について説明) 農業委員 2 名、最適化推進委員 3 名で現地の調査をしました。転用目的は農地造成です。田から畑に一時転用で二ヵ間転換します。審議お願いいたします。
議 長	議第 6 号 1 番については、橋本勅推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)

議	長	ご異議ありませんので、議第 6 号 1 番は許可相当とし、県に進達致します。
議案審議		
議第 7 号		議第 7 号
議	長	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。事務局をお願いします。
事務局 (片桐)		1 番を朗読
議	長	議第 7 号 1 番についての調査報告を橋本委員にお願いします。
1 番(橋本)		(1 番現地について説明) 転用目的は駐車場用地であり、雨水は側溝に集めて東側水路に流します。審議をお願いします。
議	長	議第 7 号 1 番については、橋本委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 7 号 1 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 2 番、3 番ですが議事参与により橋本省吾委員は退席をお願いします。では 2 番、3 番を事務局。
事務局 (片桐)		2 番、3 番を朗読
議	長	議第 7 号 2 番、3 番についての調査報告を橋本勅推進委員にお願いします。

橋本勅推進委員	(2番、3番現地について説明) 2番の転用目的は宅地分譲(4区画)であり、家庭排水は合併浄化槽を設置し、その後に道路側溝にながします。また雨水も道路側溝にながしこみます。 3番の転用目的は一般住宅用地であり、家庭排水は公共下水道に、雨水と排水は南側の水路に流します。調査の結果、何ら問題ありませんでした。
議 長	議第7号2番、3番については、橋本勅推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第7号2番、3番は許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室してください。では次に4番、5番を事務局。
事務局(片桐)	4番、5番を朗読
議 長	議第7号4番、5番についての調査報告を坪根委員にお願いします。
3番(坪根)	(4番現地について説明) 転用目的は建売分譲用地(8区画)であり、道路を一本新設する。また合併浄化槽を設置しその後は荒瀬の水路に放流する。雨水も同様。なんら問題ないと思われます。 (5番現地について説明) 転用目的は事務所用地であり、汚水は合併浄化槽に、雨水も同様に流します。審議をお願いします。
議 長	議第7号4番、5番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第7号4番、5番は許可相当とし、県に進達致します。では次に6番、7番を事務局。

事務局（片桐）	6 番、7 番を朗読
議 長	議第 7 号 6 番、7 番についての調査報告を高倉委員にお願いします。
2 番(高倉)	(6 番現地について説明) 転用目的はこども園園庭及び駐車場用地であり、境界も明確にされています。排水は隣接する水路がありそちらになります。何ら問題もないと思われます。審議の程よろしくお願いします。 (7 番現地について説明) 転用目的は一般住宅用地であり、譲渡人と譲受人は親子関係であり使用貸借での申請です。排水は合併浄化槽の後に隣接する農地になります。
議 長	議第 7 号 6 番、7 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 7 号 6 番、7 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 8 番を事務局。
事務局（片桐）	8 番を朗読
議 長	議第 7 号 8 番についての調査報告を植山委員にお願いします。
5 番(植山)	(8 番現地について説明) 転用目的は貸駐車場用地であり、境界等の確認もしています。排水は自然浸透となっております。審議お願いします。
議 長	議第 7 号 8 番については、植山委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 7 号 8 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 9 番を事務局。

事務局（片桐）	9 番を朗読
議 長	議第 7 号 9 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番(田畑)	(9 番現地について説明) 転用目的は一般住宅用地及び貸駐車場・貸資材置場用地であり、境界等の確認もしています。排水は合併浄化槽にながし、雨水は地下浸透及び近くの水路に流すようになっております。また周囲の農地に影響はないかと思われます。審議をお願いします。
議 長	議第 7 号 9 番については、委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 7 号 9 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 10 番を事務局。
事務局（成重）	10 番を朗読
議 長	議第 7 号 10 番についての調査報告を上永推進委員にお願いします。
上永推進委員	(10 番現地について説明) 申請地の転用目的は一般住宅用地であり、境界等もはっきりしています。生活排水は公共下水に、雨水は隣接する道路側溝に流すようになっております。また周囲の農地に影響はないかと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	議第 7 号 10 番については、上永推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 7 号 10 番は許可相当とし、県に進達致します。

<p>議案審議 議第7号 議 長</p>	<p>議第7号 非農地証明願に関する件について。1番～7番まで事務局。</p>
<p>事務局（片桐、 高榎、） 議 長</p>	<p>1番～7番を朗読 議第7号1番から7番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>国分推進委員</p>	<p>申請の目的は何ですか。</p>
<p>事務局（片桐）</p>	<p>1番、2番、4番～7番は地目変更。3番は境内にあるのでそのまま使うそうです。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第7号非農地証明願に関する件について、1番か～7番を適当とし、証明を発行致します。</p>
<p>議案審議 議第9号 議 長</p>	<p>議第9号 その他について事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局（福永）</p>	<p>1：第1回定期総会について 日時 平成30年1月26日（金） 午前9時30分～ 場所 市役所 3階 大会議室</p> <p>2：平成30年中津市農業委員会新春懇親会の開催について 日時 平成30年1月12日（金） 午後6時00分～ 場所 ヴィラルーチェ(東本町1丁目)</p> <p>3：平成29年度大分農業委員会研修大会の開催について 日時 平成30年1月18日（木） 午前10時30分～ 場所 別府ビーコンプラザ・フィルハーモニアホール</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは今回の総括を致します。</p> <p>議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、 1 番から 3 番については許可と致します。</p> <p>議第 2 号空き家バンク付随農地に関する件については全て承認と致します</p> <p>議第 3 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。</p> <p>議第 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 9 番については許可と致します。</p> <p>議第 5 号農用転用事業計画変更申請に関する件について 1 番について許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 6 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 10 番にいては許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 8 号非農地証明願に関する件について 1 番から 7 番については適当とし証明いたします。</p> <p>以上を持ちまして、平成 29 年第 6 回定期総会を閉会します。 (終 午前 10 時 40 分)</p>
------------	---